

第 1 8 号 議案

東京都台東区青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 2 月 7 日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

(提案理由)

この案は、地方青少年問題協議会法(昭和 2 8 年法律第 8 3 号)の改正に伴い、会長に関し、規定の整備を図るため提出します。

東京都台東区青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

東京都台東区青少年問題協議会条例（昭和39年4月台東区条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「(会長及び副会長)」に改め、同条中第4項を第5項とし、第1項から第3項までを1項ずつ繰り下げ、同条に第1項として次の1項を加える。

会長は、区長をもつて充てる。

第5条中「区長」を「会長」に改める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。